

宝塚市協働のまちづくり推進条例策定の背景及び経過

1. 背景

背景及び必要性

- ア まちづくり協議会ができて 20 年経つが、なかなか地域に浸透していない。
- イ 市民の関心が一番低いのが市民自治。市民自治の関心を引き上げる必要がある。
- ウ 豊かな地域社会の構築に協働が必要とされている中で協働については基本条例で規定されているが、協働の進め方については規定されていない。より協働を促進していくためにも定義づける必要がある。
- エ まちづくり計画を市の総合計画の中に位置づけるためには、まちづくり計画の母体であるまちづくり協議会を条例で位置づけておく必要がある。
- オ まちづくり協議会が補助金をもらって活動しているが、条例に基づいて出しているわけではない。市民がしっかりまちづくりをやっていこうと思うならば、条例に定義された組織でないと進まない。
- カ 法律でまちづくり協議会を認めることで、その中核をなす自治会の位置づけもしっかりしてくる。
- キ 様々な人や団体の地域活動への参画が得やすくなり、協働が促進される。
⇒豊かな地域社会の構築につながる。

2. 経過 平成 30 年(2018 年)7 月～令和 2 年(2020 年)6 月 [令和 3 年 4 月 1 日施行]

(1) 宝塚市協働のまちづくり促進委員会

	会議名	回数
1	宝塚市協働のまちづくり促進委員会	20 回
2	作業班	18 回

(2) 説明及び意見交換等

	対象	回数
1	まちづくり協議会代表者	2 回
2	自治会ネットワーク会議所属自治会	5 回
3	自治会連合会理事	2 回
4	市民活動団体	1 回
5	民生委員・児童委員連合会理事	1 回
6	全市民（協働の指針市民説明会）	1 回